

Dialpad サービス 及びオプションサービス利用規約

Ver. 1.3.

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が別に定めるサービス説明書（以下「サービス説明書」といいます。）記載の Dialpad サービスその他オプションサービスの利用権を提供するに当たり、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。サービス説明書のサービスのうちお客様が申込書上で選択したサービス（以下「本サービス」といいます。）を別表に示す形態でお客様に提供します。なお本サービスの内容については、サービス説明書に記載のとおりとします。

第1章 総則

第1条 目的及びサービス内容

1 本サービスの利用権の提供

当社は、お客様に対し、本サービスを利用するために必要となる、別表に定める本サービス提供元（以下「本サービス提供元」といいます。）から利用許諾を受ける権利（以下「本サービス利用権」といいます。）を提供します。なお、お客様は、購入した本サービス利用権に基づき、別途、本サービス提供元から本サービスの提供を受けることとなります。お客様は、別表の「本サービスの規約」に記載の本サービス提供元が定める規約に同意の上、当社とお客様の本サービス利用権に係る契約（以下「本契約」といいます。）をお申し込み頂いたものとします。

2 お客様が当社と特約を締結した場合は、特約が本規約及びサービス説明書に優先します。なお、特約に定めのない事項については、本規約及びサービス説明書が適用されます。

第2条 本サービス利用権の範囲

1 当社は、お客様に対し、本規約に定める諸条件のもとに、本サービスに含まれるソフトウェア、ドキュメント、組み込まれたイメージ等を利用する、非独占的、譲渡不能な権利を再許諾します。本規約により明確に定められたもの以外のすべての知的財産権は、当社又は本サービス提供元に留保されています。

2 本サービスに関わるソフトウェア、ドキュメント、組み込まれたイメージ等コンテンツに関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権は、本サービス提供元又はそのライセンサーが保有し日本国著作権法その他関連する法律及び国際条約によって保護されています。

第2章 契約の成立

第3条 契約の成立及びサービス開始日

1 お客様は、本契約を申込みため、当社所定の申込書に必要事項を記入し、記名捺印の上これを当社に提出するものとします。当社が当該申し込みを承諾する場合、当社又は本サービス提供元は、お客様に対し、登録完了又は開通通知のメールを送信するものとし、本契約は、当該通知の発信時点で成立するものとします（以下、本契約の成立日を「契約日」といいます。）。

2 当社又は本サービス提供元は、本サービス提供のための合理的な準備期間を考慮した上で契約日以降の日付をサービス開始日として決定し、前項の通知によりお客様に通知します。

第4条 書面の提出等

当社が必要と認める場合は、申込書、特約申込書、その他の通知書面等の提出又は契約上の合意について、当社指定のクラウド型電子契約システムの方法によることができるものとします。

第3章 契約期間及びサービス提供

第5条 契約期間及び契約の変更・終了

- 1 本契約の契約期間は、契約日から契約日が属する月の翌月末まで（ただし、契約日が暦月初日の場合は、契約日が属する月の月末まで）とします。お客様は、契約期間満了 5 営業日前までに当社所定の申込書を提出することにより、本契約の当該契約満了日をもって終了させることができます。終了のお申し込みがない場合は、本契約は契約期間を 1 ヶ月間として更新されるものとし、以降も同様とします。なお、本規約に特段の定めのない限り、契約期間満了前の解約はできません。
- 2 お客様は、契約期間中であっても、当社所定の申込書を当社に提出することにより、本サービスのアカウント（以下「アカウント」といいます。）数の追加の申込みができます。当社が当該申し込みを承諾した場合、アカウントの追加の日を、当社の合理的な準備期間を考慮したうえで、当社が決定し、当社又は本サービス提供元からお客様に対し、通知します。契約期間中に追加されたアカウントに係る料金は、アカウントが追加された日の如何にかかわらず、当該契約期間開始日から利用があったものとみなして計算し、日割り計算は行いません。
- 3 お客様は、契約期間中であっても、契約期間末日の 5 営業日前までに当社所定の申込書を当社に提出することにより、アカウント数の削減の申込みができます。当社が当該申し込みを承諾した場合、アカウントの削減の日を、当社の合理的な準備期間を考慮したうえで、当社が決定し、当社又は本サービス提供元からお客様に対し、通知します。契約期間中に削減されたアカウントに係る料金は、当該アカウントが削減された日の属する月の翌月以降となる、第 1 項に基づき更新される次の契約期間から適用されるものとし、当該アカウントが削除された日の属する月（契約期間）については、日割り計算等の処理は行われません。

第6条 サポート

お客様は、本サービス提供元の定める本サービスに関する規約の範囲内でサポートを受けることができます。

本サポートの提供のために、当社は、本サービスに関する顧客情報すべてを本サービス提供元に提供する場合がございます。

第7条 お客様の氏名等の変更

お客様は、その氏名、商号、代表者、住所、所在地に変更があったときは、速やかに当社所定の書式によりその旨を当社に通知するものとします。

第4章 料金

第8条 料金及び支払

- 1 当社は、暦月末日経過後速やかに、契約期間開始日のアカウント数に、第 5 条第 1 項に基づき追加したアカウント数を加算したアカウント数に基づき本契約の料金を算定し請求書を発行します。なお、契約期間中に削減されたアカウントについては、第 5 条第 2 項に定めるとおり、契約期間中の料金について減額されません。
- 2 お客様は、当社発行の請求書記載の支払期限までに、請求書記載の料金額に消費税相当額を加えた金額を当社指定の方法で支払うものとします。なお、振込手数料など支払行為に係る費用はお客様の負担とします。
- 3 前二項にもかかわらず、本契約に係る料金をお客様から前払いいただく場合があります。この場合、当社は、当該前払い済みの本契約に係る料金を返金致しません。
- 4 本契約の料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第5章 当事者の責任等

第9条 禁止事項

- 1 お客様は、本サービスの利用に際し次の各号のいずれかに該当する行為を行うことはできません。
 - (1) 当社又は第三者の著作権又は商標権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 当社又は第三者を誹謗、中傷する行為
 - (3) 虚偽の事実を当社に届出る行為
 - (4) 事実と反する情報を流布する行為
 - (5) 本サービスを利用する際に他人の名前、名称又は商号を名乗るなど他人に成りすます行為
 - (6) 本サービスに関し付与されたID やパスワードを不正に使用し又は第三者に利用させる行為
 - (7) 本サービスの利用のため接続するサーバーやネットワークを妨害したり混乱させたりする行為
 - (8) 当社の設備に正当な権限無くアクセスする行為、当社の設備に過度な負担を与える行為、当社の設備を使用不能にする行為、その他当社サービスの提供及び運営に支障を与える行為
 - (9) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他人の個人情報収集する行為
 - (10) 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為
 - (11) 犯罪行為又はこれを助長する行為
 - (12) 公序良俗に違反する又は違反するおそれがある行為
 - (13) 法令に違反する又は違反のおそれがある行為
 - (14) 本サービスに関するソフトウェア、ドキュメント又は組み込まれたイメージ等コンテンツの複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含みます。）、リース又は担保設定等をする行為、及び本サービスを利用する権利を譲渡、転売又はその使用を許諾する行為
 - (15) 本サービスに関するソフトウェア、ドキュメント又は組み込まれたイメージ等コンテンツを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルする行為、及び本サービスの派生製品を開発又は第三者に提供する行為、並びに本サービスの構成部分を分離して使用する行為
 - (16) 本サービスを正常なビジネスにおける用途（メッセージの自動暗号化配信機能を備えた電子メール暗号化サービスを含みます。）を超えて使用する行為、及び自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用する行為
 - (17) その他当社が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為
- 2 当社は、お客様が前項各号のいずれかに違反する又はそのおそれがあると認めるときは、その理由を記した書面により、お客様にその是正を要求できるものとし、お客様は当社の要求に従うものとします。

第10条 サービスの停止

- 1 当社及び本サービス提供元は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの運用の全部又は一部を停止することができるものとします。
 - (1) 天災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - (2) 本サービスに関連して、当社又は本サービス提供元が設置又は管理する設備の保守を定期的に若しくは緊急に行う場合
 - (3) 当社又は本サービス提供元が設置又は管理する設備の異常、故障、障害その他本サービスをお客様及びその従業員に提供できない事由が生じた場合
 - (4) その他、当社又は本サービス提供元が必要であると判断した場合
- 2 当社及び本サービス提供元は、お客様が本規約に違反したと判断した場合、お客様の本サービスの利用を全部又は一部を停止することができるものとします。
- 3 前二項に従い、当社及び本サービス提供元が本サービスの全部又は一部を停止し、又はお客様による本サービスの利用の全部又は一部を停止した場合、当社及び本サービス提供元はお客様その他の第三者に対して、いかなる責任も負わないものとします。また、この場合でも、当該契約期間の料金の減額

はなく、お客様は全額をお支払頂く必要があります。

第11条 契約の解除

当社は、お客様が次の各号の一つに該当した場合、何らの催告を要せず通知により本契約を解除することができるものとします。

- (1) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、又は、民事再生手続、破産、会社更生手続などの開始申立があったとき
- (2) 営業の廃止、解散、あるいは営業の全部若しくは一部の譲渡、又は公官庁から業務停止、その他の業務継続不能の処分を受けたとき
- (3) 経営が相当悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (4) お客様、お客様の役員、従業員又は本契約におけるお客様の代理人若しくは媒介者が暴力団関係者であることが判明したとき
- (5) 本サービス又はサービス説明書記載の他のサービスにおいてお客様が本規約に違反したと当社が判断したとき
- (6) 当社又は本サービス提供元に対する料金等の支払債務の履行遅延又は不履行があったとき
- (7) お客様が第9条第1項で禁止された行為を行ったと当社が判断したとき
- (8) 第10条に基づき本サービスの全部若しくは一部が停止され、又はお客様による本サービスの利用の全部若しくは一部が停止されたとき
- (9) 前各号のほか、当社がお客様による本サービス利用の継続が不相当と判断したとき

第12条 遅延損害金

お客様は本契約に基づく金銭の支払を遅延した場合は、お客様は支払期限の翌日から支払済みに至るまで年 14.5 %の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第13条 免責

- 1 当社及び本サービス提供元は、本サービスの完全性、正確性、確実性、有用性等について保証を行うものではありません。本サービスの提供、遅滞、変更、停止若しくは廃止、本サービスを通じて提供される情報等の消失、その他本サービスに関連して発生したお客様の損害について当社は責任を負わず、料金を減免及び返金しないものとします。
- 2 当社及び本サービス提供元は、天災、火災、騒乱等の不可抗力、本サービスの全部又は一部の停止、変更又は廃止等その他当社の責に帰すことのできない事由により、本規約上の義務を履行できない場合には、その責を免れます。
- 3 お客様が本サービスを利用するために使用する端末、OS 及びブラウザ等のソフトウェア、ネットワーク環境その他の設備及び環境の維持はお客様が自己の責任及び費用で行うものとし、当該設備又は環境等の不備に起因して生じた一切の損害につき、当社及び本サービス提供元はその責任を負わないものとします。
- 4 当社及び本サービス提供元は、お客様が管理するシステム及びデータ（電子メールシステム及び電子メールデータを含むが、これらに限定されません。）については責任を負わないものとします。
- 5 本契約に基づき当社が免責される場合を除き、当社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合には、お客様が当該損害の生じる直前に利用した本契約の料金の 3 か月間分に相当する金額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償します。逸失利益、特別損害、その他の間接損害は賠償の対象とはなりません。

第6章 一般条項

第14条 秘密保持

- 1 お客様が本サービスを利用又は当社が本サービス利用権を提供するにあたり相手方の業務上の機密情報（本契約の内容も含まれます。）を知った場合、お客様及び当社（以下「受領者」といいます。）は相手方（以下「開示者」といいます。）の業務上の機密情報を含む一切の情報を本契約の契約期間のみならず、契約終了後においても第三者に開示、漏洩してはならないもの

とします。ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示以降受領者の責めに帰すべき事由なく公知となった情報
 - (2) 受領者が、開示者から開示される以前に、正当に保持していた情報
 - (3) 開示者の機密情報を使用することなく、受領者が独自に取得又は開発した情報
 - (4) 受領者が、権利を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく開示を受けた情報
 - (5) 開示者が、機密情報から除外することを書面により同意した情報
- 2 受領者は、司法機関若しくは行政機関又は金融商品取引所等（以下「司法機関等」といいます。）から法令又は取引所規則（以下「法令等」といいます。）に基づき開示者の秘密情報の開示を求められた場合、事前に開示の求めがあった事実を開示者に通知し、秘密情報を開示することができるものとします。この場合、受領者は、開示する秘密情報が司法機関等において法令等の範囲内で秘密として取り扱われるよう最善を尽くし、開示者が開示の求めに対し法的に救済を求めるときは、合理的範囲内で開示者に協力しなければなりません。

第15条 プライバシーポリシー

- 1 当社は、「プライバシーポリシー」に定めるところにより、パーソナルデータ（お申込時又はサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する個人情報を含むすべてのお客様に係る情報をいいます。以下同じとします。）を利用するものとします。
- 2 当社は、本サービス提供元（Dialpad, Inc.）から請求があった場合、本サービスに関する顧客情報すべてを本サービス提供元に提供することがあります。
- 3 本サービス提供元の所在国（アメリカ合衆国カリフォルニア州）の個人情報保護制度及び本サービス提供元の措置は以下の通りです。
 - (1) 保護制度：個人情報保護委員会の調査結果
(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf)をご参照ください。
 - (2) 措置：本サービス提供元の安全管理措置等を確認し、当社が定める契約を締結することにより、本サービス提供元は、個人データの取り扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じています。
- 4 当社は、お客様が本サービスの利用に際し当社に提供した以下の情報を法令に基づき適切に保管いたします。
 - (1) 本サービスのユーザーID 及びパスワード
 - (2) 本サービスを利用する従業員等の氏名、所属部署及び役職
 - (3) 当社は、お客様による本サービスのご利用状況を、本サービス提供元から取得することができるものとします。
- 5 当社は、お客様のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

第16条 権利譲渡の禁止

お客様は理由のいかに拘らず本サービスの利用権その他本サービスの提供を受ける権利義務を当社の事前の同意なく第三者に譲渡・貸与し又は担保として供することはできないものとします。

第17条 本サービスの仕様変更、その他の変更

- 1 当社又は本サービス提供元は、合理的な範囲内で本サービスの内容の変更（本サービスの後継サービスへの移行、名称変更、顧客データ仕様の変更等を含むが、これに限定されません。以下「仕様変更等」といいます。）を行う場合があります。当社又は本サービス提供元は、お客様に対し、仕様変更等を行う際には当社が適当と判断する方法によりその旨通知をいたします。
- 2 前項の仕様変更等の外、当社は、30 日前の書面による通知により、合理的な範囲内で本サービスを変更（仕様変更等、サービス料金及び本規約の条項の変更を含むが、これに限定されません。）できるものとします。ただし、料金の減額、その他お客様に不利にならないと当社が判断する変更については、かかる事前の通知をせずに変更することができるものとします。

第18条 本サービスの廃止

- 1 当社は、相当期間を設けた上で、当社所定の方法によりお客様に対し事前に通知することにより、本サービスの利用権の提供につき全部又は一部を廃止する場合があることを、お客様は予め承諾するものとします。
- 2 前項の外、本サービスの提供元により、本サービスの全部又は一部が廃止されることをお客様は承諾するものとします。

第19条 法令遵守

当社及びお客様は、本サービスを利用又は提供するにあたり、電気通信事業法その他関係諸法令及び利用規約等を遵守しなければならないものとします。

第20条 存続条項

第2条、第13条乃至第15条及び本条に記載の当社及びお客様の権利と義務は本契約の終了後も効力を持つものとします。

第21条 準拠法・裁判管轄

本規約に関する準拠法は日本法とします。また、本サービス又は本規約に関連してお客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第7章 オプションサービス特則

第22条 オプションサービス申込の特則

オプションサービスは、当該オプションサービスの基本サービス（サービス説明書に記載します。以下「基本サービス」といいます。）の申込から契約終了までの間のみ申込可能です。

第23条 オプションサービスの停止、廃止、終了

オプションサービスは、契約期間中であっても基本サービスの停止又は廃止の場合は利用ができなくなり、基本サービスに係る契約が終了した場合は、当然にオプションサービスに係る契約も終了します。また、オプションサービスのアカウント数の追加及び削除については、各々第5条第2項及び第3項に準じるものとします。

2021年5月6日制定

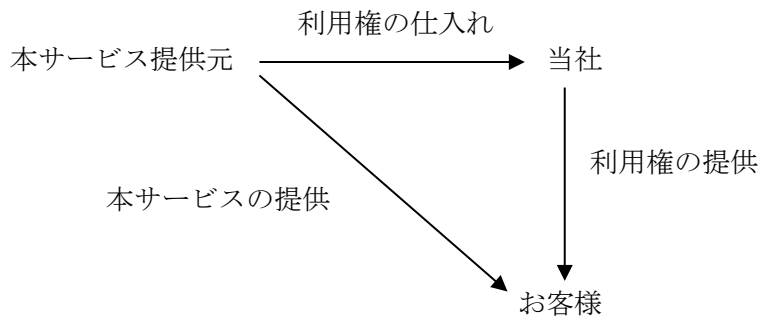
2022年4月1日改定

2023年3月9日改定

以上

別表

1. 提供形態



項番	サービス名称	凡例 (1)本サービス提供元 (2)本サービスの規約 (※1)
1	Dialpad	(1) Dialpad, Inc. (2) Dialpad 利用規約 https://dialpad.com/jp/legal

※ 1 同規約の最新版は、上記 URL 又は本サービス提供元がその都度規約を掲載している WEB サイトを参照の上ご確認ください。